

事故報告書の提出について

事故が発生した場合には報告の義務があります。今まで事故報告書は紙や電子メールで提出していただきましたが、一部の事故の場合は「電子申請システム」での提出に変更しました。

○電子申請システムで報告する事故

- ・入所者等の骨折、打撲、裂傷等で、医療機関への入院や継続した通院を要したもの
- ・入所者等の誤薬
- ・入所者等の誤飲、誤食、誤嚥（軽微な場合を除く）
- ・入所者等の無断外出（見つかった場合に限る。）
- ・入所者等が病気により死亡した場合で、死因等に疑義があるなどの理由により警察機関の調査が入ったもの（事件性がないと判断されたものも含む）
- ・入所者等の交通事故等その他報告が必要と認められるもの

※電子申請システムによる提出は、報告事務取扱要領の3(2)に該当する事故に限ります

※事故が発生してから30日以内に報告してください

※電子申請での報告が難しい場合は、従来通り、紙や電子メールでの提出でも構いません

事故報告に関する詳細はこちらへ

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/548/koureisya/sinseitodokede/p006043.html>

○直ちに口頭等で報告する事故（重大事故）

- ・入所者等の死亡事故
- ・役員及び職員の不法行為（預り金着服・横領等）
- ・入所者等に対する虐待（疑いを含む。）
- ・入所者等の不法行為
- ・入所者等の失踪や行方不明で捜索願を出したもの
- ・火災で消防機関に出動を要請したもの
- ・その他の事項（入所者等の間での傷害事案等）
- ・上記以外の事項で報道機関等に報道された事案や報道される可能性のある事案

※事故が発生してから5日以内に報告してください